

社会福祉法人とちの実会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人とちの実会(以下「とちの実会」という。)の評議員に関する報酬及び費用弁償の額並びに支給の方法に関しては、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 評議員に報酬を支給する。

2 報酬の日額は、12,000円とする。

(費用弁償)

第3条 評議員が会議に出席し又は出張したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職員の旅費支給の例による。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員に関する報酬及び費用弁償の支給方法については、職員の例による。

附則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

社会福祉法人とちの実会理事・監事の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人とちの実会(以下「とちの実会」という。)の理事・監事に関する報酬及び費用弁償の額並びに支給の方法に関しては、この規程の定めるところによる。

(報 酬)

第2条 理事・監事に報酬を支給する。

2 報酬の日額は、12,000円とする。

(費用弁償)

第3条 理事・監事が会議に出席し又は出張したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職員の旅費支給の例による。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事・監事に関する報酬及び費用弁償の支給方法については、職員の例による。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。